

「除草剤ジカンバ、グルホシネート及びグリホサート耐性ピマワタ MON88701 × MON88913 系統」に係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和元年11月27日～令和元年12月26日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 2件
4. 意見・情報の概要及び食品安全委員会の回答

意見・情報の概要	食品安全委員会の回答
<p>本評価は申請者が提出した資料に基づくもので、公正なものとは言えず、申請者とは利害関係のない第三者的な立場からの評価が必要だと感じる。根本的な問題として、発癌性が認められ除草剤を予防原則に基づき使用禁止にしている国が次々ある中で、日本も国として除草剤使用の綿花や農作物の残留基準等を際限なく緩和しているが、それが国民の利益になるのか改めて問い直すべきである。上記より本案件も信頼に欠け土壌の汚染や間接的にヒトの健康を損なうおそれは払拭できず、評価をやり直すべきである。</p>	<p>食品安全委員会は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、規制や指導等のリスク管理を行う関係行政機関から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に食品に含まれる可能性のある危害要因が人の健康に与える影響について食品健康影響評価を行っています。</p> <p>本ピマワタについては、「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」（平成16年1月29日食品安全委員会決定）に基づき評価を行っており、同基準は国際基準に準拠しております。評価は申請者の提出した資料をもとに行いますが、これまでの科学的知見や海外での評価結果も踏まえ、資料の内容についての問題点、疑問点については説明や再提出を求めるとともに、調査会の審議において、資料の内容が不足していると判断された場合は、追加試験等のデータを含め必要な追加資料の提出を求めています。</p> <p>なお、除草剤の使用や残留基準に関する御意見は、リスク管理に関するものと</p>
<p>本評価は申請者が提出した資料に基づくもので、公正なものとは言えない。申請者の都合の良いように書き換えや創作が可能な資料に基づく本評価は信頼することができない。よってヒトの健康を損なうおそれは払拭できない。</p>	

	考えられることから、農林水産省及び厚生労働省へお伝えします。
--	--------------------------------

※ 頂いた意見・情報はそのまま掲載しています。